

寒河江市農業委員会憲章

農業委員会は、緑ゆたかな自然と伝統に誇りをもち、フルーツのまち“さがえ”の調和ある発展を願い、農業委員会活動の規範として、この憲章を定めます。

1. 農業委員会は、
農業・農村の代表として、
食料・農業・農村基本計画の実現に努め、
国民の期待と信頼に応えます。
1. 農業委員会は、
食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、
適正な農地行政に努め、
優良農地の確保と効率利用を進めます。
1. 農業委員会は、
農地利用の最適化をめざし、
担い手への農地利用の集積・集約化、
遊休農地の発生防止・解消、
新規参入の促進に努めます。
1. 農業委員会は、
認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の
育成・確保と経営支援を強化し、
農業・農村の持続的発展に努めます。
1. 農業委員会は、
暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、
活力ある農業と農村社会をめざします。

平成 3 年 3 月 27 日 制定
平成 12 年 6 月 26 日 改正
平成 29 年 6 月 26 日 改正